

令和4年度

財政援助団体等監査報告書

合志市監査委員

合監第 120 号
令和5年2月13日

合 志 市 長 荒木 義行 様
合志市議会議長 坂本 武人 様

合志市監査委員 小山 法子

合志市監査委員 青木 照美

令和4年度財政援助団体等監査の結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したの
で、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

第1 監査の概要

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

(1) 補助金を交付した団体

- ① 社会福祉法人 合志市社会福祉協議会
- ② 合志市農業再生協議会
- ③ クマモト未来型農産業コンソーシアム推進協議会

(2) 交付した補助金

補助金の名称	令和3年度 交付額	令和4年度 予算現額 (R4.9 末現在)	交付先番号 ・所管課
合志市社会福祉協議会運営事務事業補助金	38,349,000 円	39,239,000 円	① 福祉課
経営所得安定対策等推進事業費補助金	3,144,844 円	3,466,000 円	② 農政課
水田産地化総合推進事業費補助金	310,000 円	310,000 円	
ドローン事業補助金	8,000,000 円	6,000,000 円	③ 商工振興課

3 監査の期間

令和4年10月27日から令和5年2月7日まで

4 監査の範囲

市が補助金として財政的援助を与えているものに係る令和3年度及び令和4年度における出納その他の事務及び公の管理に係るその他の事務。

5 監査の方法

令和4年度財政援助団体等監査実施計画に基づき、上記監査対象団体及び所管課から必要な資料及び関係書類の提出を求め、帳簿突合、質問及びその他必要と認められた監査手続きにより実施した。

6 監査の重点項目

<出資団体>

ア 設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。

イ 会計経理及び財産管理は適切か。

ウ 所管する部局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているか。

エ 施設は協定書等に基づき適切に管理されているか。

<補助団体>

ア 補助金が交付目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

イ 補助金に係る会計経理及び財産管理は適切か。

ウ 所管課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているか。

7 監査の着眼点

<出資団体>

都市監査基準準則の「監査等の着眼点」のうちから適宜選択適用する。

<補助団体>

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は計画及び交付条件により実施され効果を挙げているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金により取得した備品等の管理に問題はないか。
- カ 金庫管理、公印の管理等、会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 補助金の効果検証が行われているか。また十分な成果が挙げられているか。
- ク 実績報告等は適切に行われているか。

<所管課>

- ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助金交付事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は充分か。補助金に関する条件等の内容は明確か。
- ウ 補助金交付手続きが法令、条例、規則及び要綱等に準拠し、適切に行われているか。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適切か。
- オ 補助金の効果及び条件の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

第2 補助金の概要

(1) 合志市社会福祉協議会運営事務事業補助金

社会福祉法人合志市社会福祉協議会の円滑な運営を促進し、地域福祉の向上を図ることを目的とする補助金。

○団体の概要

① 設立目的

合志市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的に設立された。

② 事業の内容

合志市社会福祉協議会は、上記目的のため、次の事業を行っている。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- 6 共同募金事業への協力
- 7 在宅高齢者等介護予防・生活支援・家族介護支援サービス事業
- 8 生活福祉資金貸付事業
- 9 福祉金庫貸付事業
- 10 総合相談事業
- 11 居宅介護等事業の経営
- 12 居宅介護支援事業の経営

- 13 通所介護事業の経営
- 14 訪問看護事業の経営
- 15 西児童館事業
- 16 地域子育て支援拠点事業
- 17 子育て援助活動支援(ファミリー・サポートセンター)事業
- 18 放課後児童健全育成事業
- 19 病児保育事業
- 20 保育所の経営
- 21 障害福祉サービス事業の経営
- 22 一般相談支援事業の経営
- 23 特定相談支援事業の経営
- 24 障害児相談支援事業の経営
- 25 障害児通所支援事業の経営
- 26 移動支援事業の経営
- 27 地域活動支援センターの経営
- 28 南ヶ丘福祉支援センター事業の経営
- 29 自立相談支援事業
- 30 合志市保健福祉センターの経営
- 31 合志市老人憩の家の経営
- 32 法人後見事業
- 33 その他この法人の目的達成のため必要な事業

③ 組織

令和4年9月現在の組織は、役員12人(理事10人(会長・副会長含む)、監事2人)、評議員14人を置き、事務局の職員の合計数は225人で、正規職員82人、嘱託職員36人、臨時職員57人、登録職員50人により構成されている。

法人単位資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)抜粋 (単位:円)

区分		令和3年度決算額
事業活動による収支の部	事業活動収入額	772,832,571
	事業活動支出額	731,696,365
事業活動資金収支差額(収入額－支出額)A		41,136,206
施設整備等による収支の部	施設整備等収入額	3,758,400
	施設整備等支出額	11,085,735
施設整備等資金収支差額(収入額－支出額)B		△7,327,335
その他の活動による収支の部	その他の活動収入額	30,000,000
	その他の活動支出額	37,959,240
その他の活動収支差額(収入額－支出額)C		△7,959,240
当期資金収支差額合計 D=A+B+C		25,849,631
前期末支払資金残高 E		383,084,287
当期末支払資金残高 F=D+E		408,933,918

上記表中の A、B、C の 3 つの資金収支差額の合計である当期資金収支差額合計 D が 25,849,631 円でプラスの金額であることから当期の資金運営は健全であるという見方ができる。

法人単位貸借対照表

(単位:円)

資産の部	令和3年度末	前年度比	令和2年度末
流動資産	451,917,542	32,902,676	419,014,866
固定資産	基本資産	161,992,502	△7,008,102
	その他の固定資産	408,311,769	4,287,359
	固定資産計	570,304,271	△2,720,743
資産の部合計(流動資産+固定資産)	1,022,221,813	30,181,933	992,039,880

(単位:円)

負債の部	令和3年度末	前年度比	令和2年度末
流動負債	73,604,731	33,496,352	40,108,379
固定負債	190,025,220	11,279,090	178,746,130
負債の部合計(流動負債+固定負債)A	263,629,951	44,775,442	218,854,509
純資産の部	令和3年度末	前年度比	令和2年度末
純資産	基本金	2,000,000	0
	国庫補助金等特別積立金	132,539,713	△4,585,332
	その他の積立金	162,974,300	0
	次期繰越活動増減差額	461,077,849	△10,008,177
純資産の部合計B	758,591,862	△14,593,509	773,185,371
負債の部及び純資産の部合計 C=A+B	1,022,221,813	30,181,933	992,039,880

上記の表により流動資産額が流動負債額を上回っていることから運営は安定しているという見方ができる。

事業活動の成果(令和3年度事業報告書の法人単位事業活動計算書数値)

(単位:円)

勘定科目	令和3年度決算	前年度比	令和2年度決算
サービス活動収益額	767,265,721	30,937,176	736,328,545
サービス活動支出額	781,674,224	51,221,267	730,452,957
サービス活動増減差額 A	△14,408,503	△20,284,091	5,875,588
サービス活動外収益額	5,481,858	△1,040,362	6,522,220
サービス活動外支出額	915,525	594,575	320,950
サービス活動外増減差額 B	4,566,333	△1,634,937	6,201,270
経常増減差額 C=A+B	△9,842,170	△21,919,028	12,076,858
特別増減差額 D	△95,007	△585,625	490,618
税引前当期活動増減差額 E=C+D	△9,937,177	△22,504,653	12,567,476
法人税、住民税及び事業税 F	71,000	△71,000	142,000
当期活動増減差額 G=E-F	△10,008,177	△22,433,653	12,425,476
前期繰越活動増減差額 H	471,086,026	2,425,476	468,660,550
当期末繰越活動増減差額 I=G+H	461,077,849	△20,008,177	481,086,026
その他の積立金取崩額 J	30,000,000	10,000,000	20,000,000
その他の積立金積立額 K	30,000,000	0	30,000,000
次期繰越活動増減差額 L=I+J-K	461,077,849	△10,008,177	471,086,026

※当期活動増減差額Gは、企業会計の当期純利益に相当する。

上記表の中の当期活動増減差額が令和3年度においてはマイナスになっているが、賞与引当金を新たに計上したためであり、経営については問題ない。また、サービス活動収益額が前年と比較し増加傾向にあることから、事業は順調であるという見方ができる。

令和3年度の合志市社会福祉協議会運営事務事業補助金に係る収支決算状況については次のとおりである。

収入 (単位:円)

区分	精算額	予算額	比較	備考
市補助金	38,349,000	38,349,000	0	【補助対象経費】 協議会本所事務局長、総務担当管理職、地域福祉活動担当管理職、会計職員1名、人事労務担当職員1名の正規職員5名分の人件費の総額と、協議会本所常務理事(嘱託職員)1名については、人件費の1/2の額
社協一般財源	2,635,450	1,437,000	1,198,450	
合計	40,984,450	39,786,000	1,198,450	

支出 (単位:円)

区分	精算額	予算額	比較	備考
人件費支出				
(1) 給与	22,838,400	22,300,000	538,400	
(2) 諸手当	10,554,665	10,044,000	510,665	
(3) 社会保険等	3,881,601	3,755,000	126,601	
(4) 労災保険等	3,709,784	3,687,000	22,784	
合計	40,984,450	39,786,000	1,198,450	

(2) 経営所得安定対策等推進事業費補助金

農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的として、国から農業者へ販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額が交付されている。その農業者からの交付申請について、内容確認作業や現地確認を合志市農業再生協議会が担うこととされており、それに係る経費に対し市が助成を行っている。

合志市農業再生協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的として平成23年4月に設立された。

合志市農業再生協議会における経営所得安定対策等推進事業費補助金の令和3年度収支決算状況については次のとおりである。

収入 (単位:円)

区分	精算額	予算額	比較	備考
市補助金	3,144,844	3,151,000	△6,156	
合計	3,144,844	3,151,000	△6,156	

支出 (単位:円)

区分	精算額	予算額	比較	備考
謝金	622,480	700,000	△77,520	協力員への謝金、会議謝金等
旅費	13,200	14,000	△800	費用弁償
事務等経費	466,164	394,000	72,164	印刷製本費・雑役務費・消耗品費・会議費・備品費等
委託料	2,043,000	2,043,000	0	事務委託費
合計	3,144,844	3,151,000	△6,156	

(3)水田産地化総合推進事業費補助金

産地・生産者自らが、需給動向や実需者ニーズに応える産地戦略を確立し、主食用米の需要に応じた生産に取り組むとともに、水田農業の制度や環境の変化に適応した水田のフル活用を促進することを目的とする補助金が国から農業者へ交付されている。経営所得安定対策等推進事業費補助金と同様にその確認作業に要する経費に対し市が助成を行っている。

合志市農業再生協議会における水田産地化総合推進事業費補助金の令和3年度収支決算状況については次のとおりである。

収入 (単位:円)

区分	精算額	予算現額	比較	備考
市補助金	310,000	310,000	0	
合計	310,000	310,000	0	

支出 (単位:円)

区分	精算額	予算額	比較	備考
事務等経費	310,000	310,000	0	消耗品費・システム費等
合計	310,000	310,000	0	

(4)ドローン事業補助金

スマート農業への転換及び地域農業者の所得と技術力の向上を図るために、協議会が実施する農業用ドローンの導入、地元若手生産者のドローン免許取得、航空写真測量の実施に要する経費に対し市が助成を行っている。

クマモト未来型農産業コンソーシアム推進協議会は国の地域未来投資促進法を活用したプロジェクトで、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域農業が抱える課題解決や地域振興を進めるために、先端技術や情報を集約した地域農業のシンクタンク機能を備え、地域の事業者に対し経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進することを目的として平成29年12月設立された。

クマモト未来型農産業コンソーシアム推進協議会の収支の状況(令和3年度事業報告書数値)
(単位:円)

令和2年度残高 (令和3年度への繰越金) A	収入	支出	収支 (収入-支出) B	令和3年度残高 (令和4年度への繰越金) A+B
2,973,759	10,840,040	10,311,438	528,602	3,502,361

令和2年度から2,973,759円の繰越金Aがあり、令和3年度は支出額より収入額が多く、利益(収支B)528,602円があつている。その利益額を合わせ令和4年度へ繰越している。

クマモト未来型農産業コンソーシアム推進協議会におけるドローン事業補助金の令和3年度収支決算状況については次のとおりである。

収入 (単位:円)

区分	精算額	予算額	比較	備考
市補助金	8,000,000	8,000,000	0	
自己負担	0	580,000	△580,000	
合計	8,000,000	8,580,000	△580,000	

支出 (単位:円)

区分	精算額	予算額	比較	備考
ドローン購入費	6,580,000	6,580,000	0	本体2台、液体散布装置2台、 粒剤散布装置2台、充電器 2台、バッテリー12個ほか
免許講習費	1,400,000	2,000,000	△600,000	7名分
航空写真測量費	600,000	0	600,000	西合志地区20ha分測量費 データ加工費
値引き	△580,000	0	△580,000	
合計	8,000,000	8,580,000	△580,000	

第3 監査の結果

○補助金

団体の出納・補助金に係る事務はおおむね適正に執行されているものと認められるが、次のとおり改善、検討を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられ今後の事務処理に万全を期されたい。なお、事務処理において指導した軽易な事項については記述を省略した。

《合志市社会福祉協議会運営事務事業補助金》

近年の厳しい経済状況の中、人材確保等多くの課題を抱えながらも、地域における社会福祉のためにご尽力いただいていることについて敬意を表するものである。

補助金は、当該団体の目的に沿って事務事業に充当され、出納及びその他の事務の処理状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。今後もそれぞれの事業内容や事業に応じた歳入・歳出額を確実に把握した上で、しっかりとした財政計画を立て、健全な運営の遂行と事務処理に万全を期されたい。

また、少子高齢化の進行等により福祉に関する課題が変化していく中で、身近な地域での支え合い及び子どもや高齢者等への支援が求められていることから、今後も地域福祉活動の中核となり、様々な福祉サービスや相談業務を提供するなど、地域福祉の推進に努められたい。

《経営所得安定対策等推進事業費補助金》

《水田産地化総合推進事業費補助金》

本事業は農政課職員が合志市農業再生協議会の業務を兼務しており、農政課で保管する書類と合志市農業再生協議会で保管する書類の混在が見受けられた。については、事務の混在化を防ぐ手立てを講じられたい。

《ドローン事業補助金》

交付申請に基づき交付決定がなされ概算で補助金が交付されているが、実績報告において当初計画になかった測量に係る経費が計上されている。合志市補助金等交付規則第8条により、補助事業等の内容等について変更すべき事由が生じたときは、補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならないとされており、事前に事業変更交付申請書を提出すべきである。

現在ヘリコプターでの散布との比較で、1割安との説明であったが、合志市の補助金を活用していることから、合志市の農業者からの依頼による農薬散布等に係る料金は、更に安価に設定されるよう事業者と協議、検討をされたい。